

解説;税理士 漆畑 邦裕 先生

歯科技工所はインボイスをどうするか =歯科技工所経営の消費税インボイス基本情報=

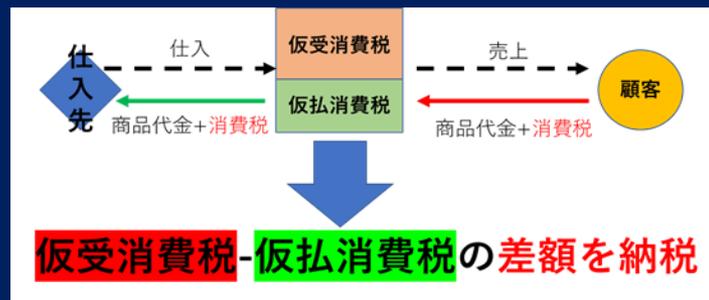
プレゼン中の図番号は、日技発行の「小冊子」に準じています

令和4年度
公益社団法人日本歯科技工士会
歯科技工所管理委員会

このプレゼンは、公益社団法人日本歯科技工士会が発行した山本 三四郎税理士などによる小冊子と歯科技工所管理委員会の資料を元に作成しております。

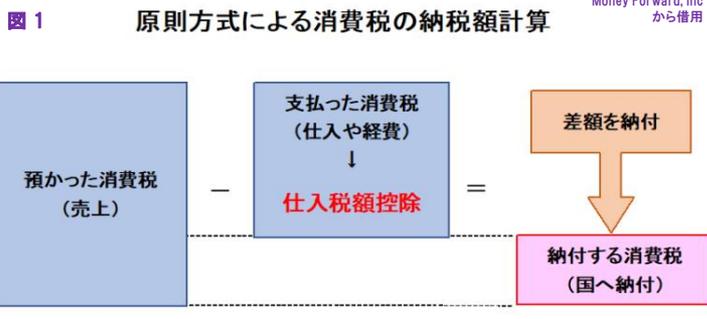
第一部;消費税の基礎知識

「簿記の勉強 初心者(独学)の道標」から借用



税の概要

消費税の納税は、「預かった消費税」から「支払った消費税(仕入税額控除)」を「差し引いた金額」を納税するという構造です(図1)

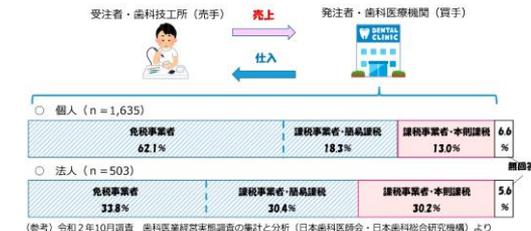


取引先を知る

- ◆ 大体8割のぐらいの歯科医療機関は、インボイスに特に興味はない
 - ◆ 大体65%ぐらいの相手先は、特にインボイスは必要ない
- 2021年12月3日:佐々木辰実氏(財務省主税局税制第二課長補佐)講演から;「てにをは」は変更

インボイス制度における歯科技工所の歯科医院への売上げについて

- インボイス制度移行後は、原則として売手がインボイス発行事業者(課税事業者)でなければ、買手は仕入税額控除ができないが...



※ 発注者である歯科医療機関が免税事業者及び簡易課税事業者の場合(上図の青色部分)は、そもそも仕入税額控除を行わないが、歯科技工所(売手)からのインボイスの保存がなくても仕入税額控除が可能

※ 仮に、歯科医療機関が本則課税の課税事業者である場合(上図のピンク色部分)であったとしても、社会保険診療報酬による非課税売上の割合が多く、現行制度においても歯科技工所からの仕入に係る消費税額の多くが仕入税額控除の対象外であることも考えられる。

<前提>

社会保険診療と消費税

- ・ 社会保険診療自体は非課税。
 - ・ 社会保険診療の点数には、「消費税の支払い相当分」があらかじめ付加されている。
- ⇒ 支払うべき原資はある

もしも買い手側のインボイス対応に「優越的地位の濫用」があれば、違反。

こうした前提を知ったうえで、歯科技工所は判断

消費税;知るべきこと①

社会保険診療	非課税	—
歯科技工	課税	10%

社会保険が適用されない自由診療や美容整形手術、任意で受ける予防接種、差額ベッド代、市販の医薬品などは非課税とされない(消費税-課税売上)。

知るべきこと②

免税 4割
簡易課税 3割
本則課税 1割

無回答 2割

歯科技工所のインボイス背景

<立ち位置>

歯科技工所ごとの消費税状況

- * [免税の歯科技工所]か?
- * [課税の歯科技工所]か?
- * 取引先の歯科医療機関の消費税ステータスは何か?

<対応選択>

歯科技工所の判断

免税と簡易課税の歯科技工所は__、インボイス「適格請求書発行事業者」に成るか、成らずに対応するかを経営判断する。

↑ 取引先の状況を知り考察

< 歯科技工業と消費税制の前提 >

1. 歯科技工所は 消費税の“課税業種”である
2. 歯科技工所には、件数ベースで 免税 4割・簡易課税 3割・本則課税 1割が混在している
3. 社会保険点数には、支払い消費税の原資が補填済み
4. 消費税制体系が変化し、歯科技工所収支環境が変わる
5. 免税の歯科技工所は、そのままでは「適格請求書」を発行にできないから、あえて発行しない選択とするか、予めの届出によって発行できるように移行するかを判断

消費税納税額

免税
課税売上高が1,000万円以下は、納税義務が免除

簡易課税方式		原則課税方式	
2年間継続要		課税売上割合95%未満の場合 どちらかを選択	
基準期間課税売上高5,000万円以下		個別対応方式	
みなし仕入れ率	製造業等 70%	一括比例配分方式	
卸売業 90%	その他の事業 60%	2年間継続要	
小売業 80%	サービス業等 50%		

< 簡易課税制度 >

「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、その提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間について、その課税期間の前々年または前々事業年度(基準期間)の課税売上高が5,000万円以下である場合に、その課税期間の仕入れに係る消費税額を**“実額によらないで計算する”**簡易課税制度の特例が適用されます。

簡易課税のみなし率 “実額によらないで計算する”

事業区分	簡易課税 みなし仕入れ率	該当する事業 図 2
第五種事業	50%	運輸通信業、金融・保険業、(飲食店業を除く)サービス業をいい、第一種事業から第三種事業までの事業に該当する事業を除く。
歯科技工業は第五種(サービス業)です		

歯科技工所からのインボイスで納税額を減らせる 自費5000万円超の歯科医療機関においても・・・

- ◆ インボイスを集めることで控除を増やせるはずの本則課税の歯科医療機関においても、消費税計算では「いわゆる95%ルール(*)」などがあるため、歯科技工所からインボイスを集めたとしても、納税額が下がるとは限りません。加えて、仮に控除しきれなかった消費税額部分があったとしても、所得税や法人税の計算時に経費となり得るなどの二次的な計算が働き、状況は単純ではありません。
- ◆ ですから歯科技工所の経営には、一般社会で言われる「インボイスを出さないと取引から排除される」という懸念がそのまま当てはまることはありません。インボイスへの対応は経営者の総合判断によります。(文責:下澤 正樹)

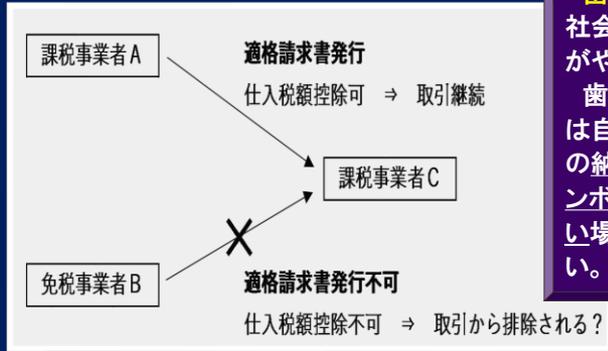
日扶・歯科技工所管理委員会

インボイスの歯科技工所対応の基本(再確認)

- [免税歯科技工所]と[課税歯科技工所]との間の“歯科技工所間連携取引” ⇒ 消費税転嫁
- 歯科医療機関売上の約9割は社会保険診療に係る受託。この9割は、消費税納税額は計算されない
- 歯科医療機関の歯科技工取引への支払消費税額は補填済み
- 個々の歯科技工所は、インボイス対応を経営判断する ⇒ (現状維持 または 適格登録)

12
日扶・歯科技工所管理委員会

一般社会でのインボイスと商取引



歯科では、この社会一般と様相がやや異なる。歯科医療機関は自院の消費税の納税計算にインボイスが要らない場合が少なくない。

日経・歯科理工所管理委員会 13

いきなりインボイス制度の移行スケジュール

		移行期
令和元(2019)年10月1日	消費税10%改正 軽減税率8%導入	
令和3(2021)年10月1日	適格請求書発行事業所登録受付開始	「適格請求書発行事業所登録申請書」の提出受付開始
令和5(2023)年3月31日	「適格請求書発行事業所登録申請書」の第一弾提出期限	インボイス制度導入と同時に適格請求書発行事業所となる場合の提出期限
令和5(2023)年10月1日	インボイス制度開始	

いきなり 始まるわけではない-2-

インボイス制度開始後の「経過措置」

緩和策

図5

令和5(2023)年10月1日 ～ 令和8(2026)年9月30日 (3年間)	「適格請求書発行事業者」以外からの課税仕入れに係る消費税相当額の「80%」について、仕入れ額控除が可能
令和8(2026)年10月1日 ～ 令和11(2029)年9月30日 (3年間)	「適格請求書発行事業者」以外からの課税仕入れに係る消費税相当額の「50%」について、仕入れ額控除が可能

緩和策とは・・・

インボイス制度では、社会一般の取引関係への影響を減らし円滑な導入を目指して、急激な変更をなだらかにする「経過措置」が講じられている。

具体的には、インボイス制度導入開始の令和5(2023)年10月1日から令和11(2029)年9月30日までの6年間については、「適格請求書発行事業者」**以外の者への支払いであつても、段階的に一定割合の仕入税額控除を“認める”**というものである(図5)。

あと〇年、事業を続けるから…？

？
インボイスを必要とする取引先とは今後どうなる…？

日経・歯科理工所管理委員会 16

歯科技工所は
どうするか？

歯科技工所のインボイス影響を 2方面から考える(直接的影響)

まずは納税する側として、自社の消費税納税額への影響(直接的影響)です。

これは、本則課税の歯科技工所が買い手となる場合に、自社の消費税の税額計算において「適格請求書発行事業者以外の者にインボイスを求めるかどうか」ということです。

具体的には、**[本則課税の歯科技工所]**が**[免税の歯科技工所]**に**外注**する際に、免税事業者に対して「適格請求書発行事業者になってインボイスを求めるか」という話ですから、稀でしょう。(5000万円超のラボが1000万円以下のラボに…)

歯科技工所は
どうするか？

歯科技工所のインボイス影響を 2方面から考える(間接的影響)

次に、売上相手先の消費税納税額への影響(間接的影響)です。

この影響については、**売上相手先**(ほとんどは歯科医療機関)が**消費税をどう計算しているか**によって考える内容が異なります(テキスト7頁参照)。

テキスト5頁に詳しく紹介されますが、歯科技工所、歯科医療機関、外注先の消費税ステータスの代表的な組合せを示します(図6)。

組合せ例	組み合わせ			歯科技工所の選択肢	理由
	歯科技工所	歯科医療機関(売上相手先)	外注先(支払相手先)		
1例	免税又は簡易課税	免税又は簡易課税	免税又は簡易課税	現在のステータスを維持	インボイス制度の影響を受ける者がいないため
2例	免税	本則課税	免税又は簡易課税	課税事業者(本則・簡易)を検討	売上相手先において消費税の仕入税額控除が取れなくなるため
3例	免税又は簡易課税	免税又は簡易課税	本則課税	現在のステータスを維持	売上相手先、支払相手先への影響は無いため
4例	免税	本則課税	本則課税	課税事業者(本則・簡易)を検討	売上相手先において消費税の仕入税額控除が取れなくなるため

<参考> 取引先である歯科医療機関の消費税ステータスはどういう状況か

- ◇ 歯科医療機関の売上は、社会保険診療部分は消費税“非課税”です。
- ◇ ただし社会保険診療“以外”は消費税“課税”です。
- ◇ ですから歯科医療機関にもまた、消費税の「免税事業者」「簡易課税事業者」「本則課税事業者」が混在しています。

図 12 消費税：社会一般に比べる歯科の特殊性 図 13

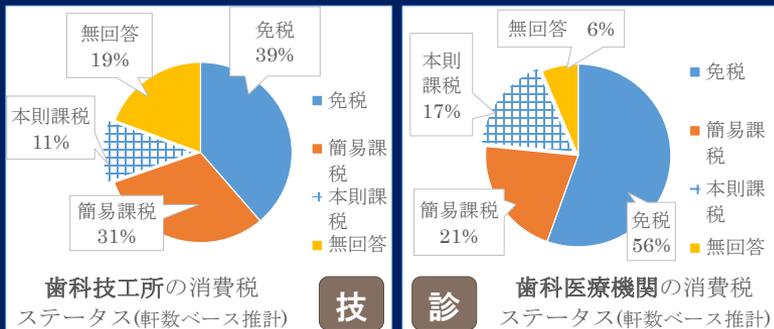


図 12：2018年 公益社団法人日本歯科技工士会「歯科技工士実態調査」から試算
図 13：令和2年10月調査歯科医療経営実態調査の集計と分析(日本歯科医師会・日本歯科総合研究機構)から推計

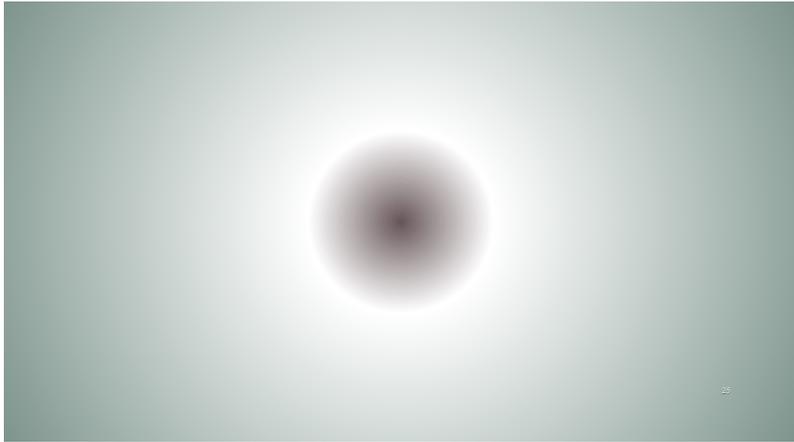
組合せ例	組み合わせ			歯科技工所の選択肢	理由
	歯科技工所	歯科医療機関(売上手先)	外注先(支払相手先)		
1例	免税又は簡易課税	免税又は簡易課税	免税又は簡易課税	現在のステータスを維持	インボイス制度の影響を受ける者がいないため
2例	免税	本則課税	免税又は簡易課税	課税事業者(本則・簡易)を検討	売上手先において消費税の仕入税額控除が取れなくなるため
3例	免税又は簡易課税	免税又は簡易課税	本則課税	現在のステータスを維持	売上手先、支払相手先への影響は無いため
4例	免税	本則課税	本則課税	課税事業者(本則・簡易)を検討	売上手先において消費税の仕入税額控除が取れなくなるため
5例	本則課税	免税又は簡易課税	免税	連携(≒外注)歯科技工所との取引関係を再検討/調整	「自社の消費税仕入税額控除」が取れなくなるため

歯科技工所はインボイスをどうするか？

- ◆ **免税と簡易課税の歯科技工所は、「適格事業所に成る」のか「成らずに進む」のかを判断します。**
- ◆ **本則課税の歯科技工所には、発行する領収証・請求書についてインボイス制度に沿った請求書(適格請求書)への対応が必要です。**

最新情報

- 免税事業者の方がインボイス登録をして課税事業者になると令和5年10月から令和8年9月までの3年間 売上税額の2割でOK
例 900万×10% = 90万(売上税額)
90万×20% = 18万(納税額)
- 申請期日
令和5年3月末⇒令和5年9月末
半年間延長 決定



第二部 ; 経営判断; 初歩の初歩
経営に活かすマトリックス会計

税理士 漆畑 邦裕



経営に活かすマトリックス会計

売上 = P(顧客数) × Q(単価) × Q(回数)

- ◇ 『粗利益』は事業経営の生命線
- ◇ 「歯科技工所が軽々と“値引き”に応じたら、経営上、大きな損失を生みかねない」
- ◇ インボイスにあたり、軽々と値下げに応じてはいけない
- ◇ おカネを使って税金を払わないなどは愚か
- ◇ 節税で肝心なことは、税法を正しく理解すること

29